

生産緑地買取申出に係る提出書類

[全ての方が提出]

○ 生産緑地買取申出書

※申出者は申出地の土地の所有者・印鑑は実印となります。

※相続による申出の場合、申出者は相続人（新所有者）となります。

○ 全部事項証明書（土地登記簿謄本）

※法務局にて取得。地番ごとに原本を1通。申出日より6か月以内のもの。

○ 公図

※法務局にて取得。申請地番の形状が全て確認できるよう取得し

原本を1通提出（複数枚での提出も可）。申出日より6か月以内のもの。

○ 印鑑登録証明書

※買取申出書等に押印した全ての実印に対応する証明書の原本を1通。

申出日より6か月以内のもの。

○ 生産緑地の買取申出についての注意事項

※全ての項目にチェックをしてください。申出者の署名・捺印をお願いします。

申出理由が＜相続＞の場合

○ 主たる従事者についての証明書

※農業委員会事務局にて発行される書類となります。申出日より1年以内のもの。

○ 遺産分割協議書の写し（相続登記が完了していない場合）

※原本も持参いただき写しとの照合を行います。

○ 被相続人の出生から死亡までの戸籍の写し（相続登記が完了していない場合）

※戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍等。

※原本も持参いただき写しとの照合を行います。

○ 相続関係説明図（相続登記が完了していない場合）

○ その他 ※上記の協議書、戸籍で相続人を確定できない等の場合。

※法定相続情報証明制度による証明について、登記が完了しない等により、戸籍の写しや相続関係説明図を持参いただく手間解消のため、法務局が施行する制度の活用を推奨しております。本制度により発行された証明をご提出いただければ戸籍の写しや相続関係説明図は不要となります。

申出理由が＜故障＞の場合

○ 主たる従事者についての証明書

※農業委員会事務局にて発行される書類となります。申出日より1年以内のもの。

○ 医師の診断書

※原本を1通。申出日より1年以内のもの。

[該当者の方のみ提出]

○ 抵当権抹消確約書 ※上記全部事項証明書の乙区に抵当権が設定されている場合。

○ 委任状（代理人が申出の手続を行う場合） ※書式については、任意です。